

# 補助金の交付スキーム（ぐんま未来投資促進補助）

企業

群馬県

土地取得

不動産取得税(土地)納税

土地取得型  
【3年以内】

①事業計画書提出

審査・指定(書面・訪問)

着工

現有地活用型  
【3年以内】

操業開始

②操業開始届提出

進捗状況確認

不動産取得税(建物)納税

③交付申請兼実績報告書提出

審査(書面・訪問)

交付決定兼額の確定

④交付請求書提出

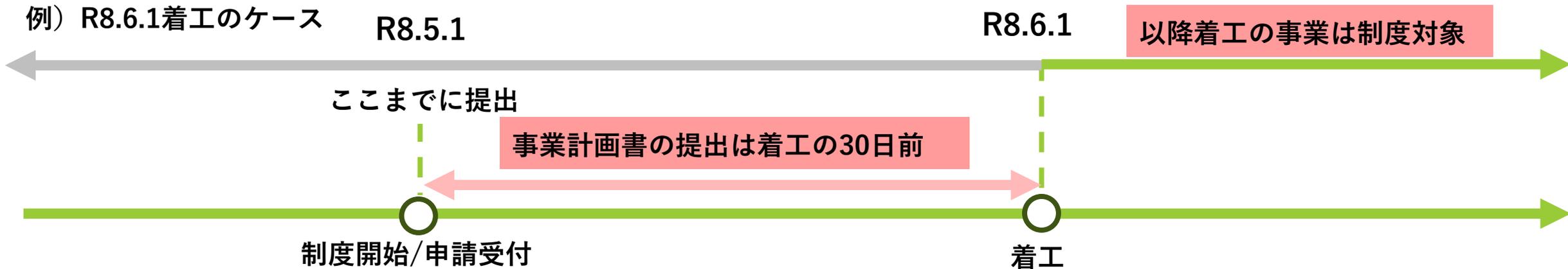
補助金交付

# ■ 制度の手続きについて（ぐんま未来投資促進補助）

## 事業計画書の提出

- ・補助事業者指定されるために提出する事業計画書は、**着工の30日以前に提出する必要があります。**  
なお、\*着工後に提出された事業計画書は補助事業の対象となりません。
- ・令和8年5月31日以前に※着工する事業については、事業計画書の提出について猶予期間を設けます。

\*着工 = 基礎工事の開始



## 制度の適用要件の違い

- ・「用地取得型」と「現有地活用型」とでは、補助内容および制度適用の判断基準となる操業時期が異なります。

補助区分	補助内容	条件
用地取得型	不動産取得税（土地・建物）	土地の取得から3年以内に操業開始
現有地活用型	不動産取得税（建物）	着工から3年以内に操業開始

# 用地取得型のイメージ

補助要件を満たす

土地取得から3年以内に操業



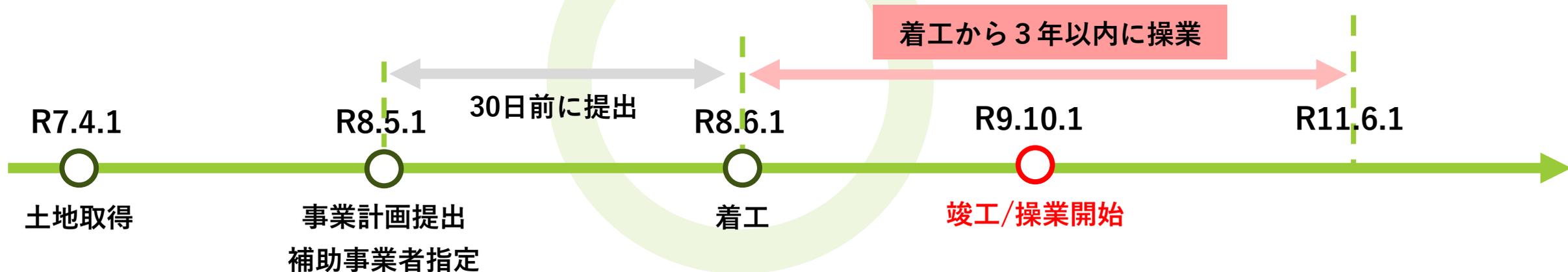
補助要件を満たさない

土地取得から3年以内に操業していない



# ■ 現有地活用型のイメージ

補助要件を満たす



補助要件を満たさない

